

関係各位

長崎県建設工事入札手続等検討委員会
委員長 長崎県副知事
(公印省略)

建設業法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例）
の取扱いについて

建設業法（以下「法」という。）第 26 条第 3 項第 1 号（以下「専任特例 1 号」）及び第 2 号（以下「専任特例 2 号」）に関し、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 用語の定義

専任特例 1 号...主任技術者又は監理技術者の専任を求める建設工事において兼務を認める特例のうち、連絡員をそれぞれの現場に追加で配置し、施工体制や現場状況を把握するために情報通信技術を活用するもの。（なお、本通知は主に元請を対象としているが、専任特例 1 号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。）

専任特例 2 号...監理技術者の専任を求める建設工事において兼務を認める特例のうち、監理技術者補佐をそれぞれの現場に追加で配置するもの。

2 専任特例 1 号について

(1) 適用の要件

以下の全ての要件に適合しなければならない。

- 1) それぞれの建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
- 2) 兼務する建設工事の数は、2 を超えないこと。なお、「専任特例 1 号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、全ての要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が 2 を超えてはならない。
- 3) 工事現場間の距離は、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ現場間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること（移動時間は片道に要する時間であり、移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しないこととする）。また、それぞれの工事の施工箇所が県内にあること。

- 4) それぞれの建設工事で下請次数は3を超えないこと。なお、総合評価落札方式を採用した工事等で、下請次数の制限を誓約したものについては、制約事項が優先される。
- 5) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるためのもの(以下「連絡員」という。)を配置すること。なお、連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務の経験を有するものとする。
- 6) それぞれの工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- 7) それぞれの工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できる手段とし、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。
- 8) 当該建設工事を受注した建設業者が、次に掲げる事項を記載した「人員の配置を示す計画書」(様式3)を作成し、発注者に提出の上、工事現場毎にも備え置くこと。
 - イ 当該建設業者の名称及び所在地
 - ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名
 - ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち、労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

二 各建設工事に係る次の事項

 - (イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (ロ) 当該建設工事の内容(建設工事の種類)
 - (ハ) 当該建設工事の請負代金の額
 - (ニ) 工事現場間の移動時間
 - (ホ) 下請次数
 - (ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験
 - (ト) 施工体制を把握するための情報通信技術
 - (チ) 現場状況を把握するための情報通信機器
- 9) 総合評価落札方式の場合、履行確実性確保価格未満での落札でないこと。

留意事項

- 1) 4)の要件において、工事途中に請負代金もしくは下請次数が基準を超えた場合、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (2) 連絡員について
- 1) 連絡員は各現場に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

- 2) 連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う(事故等対応含む)ことを想定している。
- 3) 連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法7条第2号に記載の営業所技術者(主任技術者)の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。
- 4) 連絡員に当該工事現場への専任や常駐は求めない。
- 5) 連絡員は、受注者と直接的な雇用関係がある者(在籍出向者、派遣職員は除く)であること。ただし、恒常的な雇用関係は求めない。
- 6) 連絡員は、当該工事現場の現場代理人を兼任することができる。ただし、現場代理人は常駐の義務があるため、兼任した場合は、他の工事現場の連絡員となることはできない。
- 7) 施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意すること。

3 専任特例2号について

(1) 適用の要件

以下1)2)の条件を満たした工事であること。

- 1) 長崎県発注工事において、次の～に該当する工事でないこと。

総合評価落札方式で実施するもののうち、「高度技術提案型」または「技術提案型」である工事。

総合評価落札方式以外において、設計金額が2億円以上の工事(災害対応等、発注者が必要と判断する場合はこの限りではない)。

兼務する期間において、兼務する工事の当初契約金額の合計が3億円以上であるとき。

低入札調査基準価格未満及び履行確実性確保価格未満での落札となった工事。

通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)。

特別な理由で発注者が適用不可としたとき。

- 2) 配置する技術者について、次の～の要件を全て満たすものであること。

監理技術者補佐を、それぞれの工事現場に専任で配置すること。

監理技術者が兼務できる工事現場の数は2までとする。

工事現場間の距離は、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること(移動時間は片道に要する時間であり、移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しないこととする。)また、それぞれの工事の施工箇所が県内にあること。

監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

監理技術者と監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。

留意事項

専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。

(2) 監理技術者補佐について

- 1) 監理技術者補佐は、主任技術者資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- 2) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 3) 監理技術者補佐は、当該工事現場の現場代理人を兼任することができる。ただし、監理技術者補佐が、当該工事現場の現場代理人以外の者（例えば、経営業務の管理責任者、営業所の専任技術者、他の工事現場の現場代理人や技術者など）と兼務することはできない。

4 専任特例を適用した際の入札参加資格等における実績の取り扱いについて

配置予定技術者の評価

当該建設工事に従事する配置予定技術者（主任技術者・監理技術者）の能力を評価し、連絡員と監理技術者補佐の能力は評価しない。

配置予定技術者の評価にかかる実績の取り扱い

監理技術者として従事した工事は、兼務した 2 件の建設工事を入札参加資格等における実績として取り扱い、連絡員と監理技術者補佐は実績として取り扱わない。

5 専任特例を適用する場合の申請について

主任技術者・監理技術者の兼任を行う場合は、届出書を下表に示すとおり提出すること。

| | 専任特例 1 号 | 専任特例 2 号 |
|---------------------------|--|--|
| 入札手続き中における仮届け | <p>【一般競争入札（総合評価落札方式）の場合】</p> <p>落札者の仮決定後 3 日以内に提出する「配置予定技術者に係る通知書」の提出と同時に「技術者の配置に関する仮届出書」【様式 1】を提出すること。</p> <p>【一般競争入札（価格競争）の場合】</p> <p>落札候補者決定通知後 3 日以内に提出する「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」【様式 4 号】の提出と同時に「技術者の配置に関する仮届出書」【様式 1】を提出すること。</p> <p>【上記以外の場合】</p> <p>仮届けの必要なし。</p> | |
| 契約締結後における申請（工事途中からの適用も含む） | 契約締結後提出する「現場代理人等決定（変更）通知書」の提出と同時に「人員の配置を示す計画書」【様式 3】を提出すること。 | 契約締結後提出する「現場代理人等決定（変更）通知書」の提出と同時に「専任特例 2 号に関する届出書」【様式 2】を提出すること。 |

6 コリンズの登録について

監理技術者補佐を配置した場合はコリンズの登録、変更を行うこと。なお、連絡員については、当面の間、担当技術者として登録を行うこと。

また、工期途中で配置が終了した場合は、登録の変更を行うこと。この際、各技術者の従事期間を適切に登録すること。

7 施行中の工事における兼務の変更について

監理技術者補佐の交代については、専任の技術者と同様に取り扱う。

兼務する工事のうち片方の工事が完了するなどして専任の監理技術者となる場合は、技術者の変更にあたらないが、継続中の工事においては速やかにコリンズの変更を行うこと。

契約中の工事に配置している監理技術者を交代させ、別工事の監理技術者が専任特例により兼務することは、原則できない。

兼務の条件を満たさない場合、また、満たさなくなった場合、専任特例による監理技術者の兼務ができないこととなるので留意すること。

8 その他、施工体制上の留意点

兼務の有無に関わらず、落札者決定通知後に技術者を配置できない場合は、指名停止等の対象となる場合があるので十分注意すること。

国の監理技術者制度運用マニュアル三（２）により、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての注文者の承諾を得た上で、一つの工事とみなして、同一の監理技術者等が工事全体を管理することができる。この条項を適用した場合は一の工事現場との考えとなるため、専任特例を併用することは可能である。

同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例 1 号と専任特例 2 号を活用した工事現場を兼務することはできない。

9 適用日

本取り扱いについては、令和 7 年 4 月 1 日以降適用する。（既に契約中の工事においても、要件を満たせば適用は可能である。）

なお、項目 5「専任特例 1 号及び 2 号を適用する場合の申請について」は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知を行う工事から適用する。

本通知適用日以降、下記の通知については廃止とする。

- ・令和 3 年 9 月 22 日付け 3 建企第 296 号

建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて